

# 休保の募集再開めざして

## 認可に向けた取り組み

### 森明彦共済部長に聞く

#### 募集再開に目途

#### 脱退給付は一部見直し

#### ◆

―保団連の休業保障共済制度の募集再開の目途がたったということですが。

森共済部長 06 年 4 月以降、新規加入・増口を停止しながら、保険業法の適用除外を求めて運動をしてきました。その結果法改定が行われ、認可を受ければ、これまでの制

度が継続できることになりました。会員・加入者の皆さんには、署名や会員の声をお寄せいただくなど運動に多大なご協力をいただき、ありがとうございました。

―傷病に対する給付額・給付内容を変更せず、掛金も引き上げずに募集が再開できる見通しです。

また新たに保険数理計算による責任準備金の積立を求められたため、アクチュアリーに試算を委

#### ◆

―見直しの内容はどのようなものですか

森 金融庁の指摘に従い中途脱退給付金の削減ルールを廃止します。これは加入者にとって改善となります。

また新たに保険数理計算による責任準備金の積立を求められたため、アクチュアリーに試算を委

託しました。その結果、傷病にかかる掛金を厚くする必要がありますとの助言を受けました。金融庁からの指摘もあり、満期祝金を廃止することによって対応することになりました。

―満期祝金が廃止となると、既加入者にとっては将来もええはずのものが受け取れないということですか。

森 満期祝金は、満 70 歳以上で、加入者が生存脱退・減口した場合に支払われる給付です。助け合いの自主共済として、満期まで掛金を払い続けたことを制度への貢献ととらえ、これに対する給付として設計されました。

今回の見直しにあたって、既加入者に対しては「将来もええはず」であつたことへの代償措置

#### 助け合いの精神で

#### 金融庁もおおむね了承

いて頂くよう、ご協力をお願いします。

―満 70 歳以上の方はもちろん、70 歳未満、加入 10 年未満の方も含め、移行時点の加入年数に応じた移行額を確定し、脱退時に中途脱退給付金に加算してお支払いします。

現行規程のままです。満期となった時に支払われたはずの額には及びませんが、既加入者におかれてはこれらの見直しを受け入れて頂き、加入を心待ちにしている会員、将来に契約内容をしめす「普通保険約款」(現在の休保に「募集再開に向け、そのほか課題は。森 認可の要件のひとつに「一般社団法人である

#### ◆

―対応スケジュールは。森 以上の内容は、金融庁の了解も得ています。見直しをして予備審査を受けることが 1 月の保団連大会で了承されましたので、現在審査を受けています。認可の内定が得られれば、保団連の臨時大会を開催し、正式に認可を受けることを決定する予定です。

規程にあたる( ) の審査が進んでいます。金融庁の専門官からは、「2 つの制度見直しを反映させるほかは」現在の取り扱いをすべて盛り込み、かつ加入者に分かりやすい構成、表現となるよう検討していますが、内容が詰まっているので、内容を確認する必要があります。

新規加入・増口の要望にできるだけ早く応えられるよう、対応を進めていますので、ご協力をお願いします。

#### 掛金や傷病給付は変更せず

#### ◆

―掛金や傷病の給付は変更しないのですか。

森 完全な原状復帰を求めて交渉してきましたが、保険業法上の審査基準から、中途脱退給付金の傷病給付を理由とした削減、満期祝金については、見直しを求められま

した。

休保制度は、会員同士の助け合いで、疾病や傷害で休業した際の休業保障を目的とした制度です。見直しにあたっては、掛金を引上げないこと、傷病による休業の給付部分を引き下げないことを第一に検討しました。

#### 普及停止以前のパンフレットより



森明彦共済部長

**75歳までの長期保障**

診療に従事している限り、75歳の満期まで全ての給付金について受給する権利があります。  
※60歳、70歳で制度減口の取り扱いがあります。

**他の所得補償保険制度等の加入に関係なく給付**

休業保障は、他の制度(所得補償保険等)の加入に関わりなく受給することができます。

**掛金は加入時のまま上がらず掛け捨てではありません**

加入時の掛金が満期まで変わりません(制度改定による変更は除く)。また、掛け捨てではなく、脱退時に別表1の中途脱退給付金が支給されます。(加入後3年以上で既給付額が基準内のとき)

**傷病給付**

**給付期間が最長730日のワイド保障**

傷病休業給付金の給付期間は通算500日。それを超えて連続して休業した場合は長期療養給付金が最長230日の範囲で保障されます。(給付の種類参照)

**入院はもちろん、自宅療養、代診をおいても給付**

一定の条件の下で、第三者の医師の治療を受けていれば、自宅療養でも給付対象となり、代診の患者さんへも、先生のお話を聞かせていただきます。

**● 受給された方、**

**「大変心強く助かりました」**

開業して20数年大した病気もせず、入院、手術等は関係ないと思っていました。3年前より、腎臓病、下腰痛を生じ、徐々に増悪したのでMRIを撮ったところ脊柱管狭窄症と診断され、種々治療を受けましたが完全に痛みはとれず、仕事にも生活にも支障をきたしてきました。入院、手術以外には、治療法がなかったと聞いて、この制度を知り、加入しました。加入後、実際に給付を受け、心強く助かりました。

**「最大」**

病院で20数年大した病気もせず、入院、手術等は関係ないと思っていました。3年前より、腎臓病、下腰痛を生じ、徐々に増悪したのでMRIを撮ったところ脊柱管狭窄症と診断され、種々治療を受けましたが完全に痛みはとれず、仕事にも生活にも支障をきたしてきました。入院、手術以外には、治療法がなかったと聞いて、この制度を知り、加入しました。加入後、実際に給付を受け、心強く助かりました。

#### 制度の見直しによる移行措置 (予定)

##### 満期祝金廃止の移行措置

○対象は、すでに受給権の確定している満 70 歳以上の加入者のほか、加入 10 年未満の方を含め、移行時の加入者全員です。

○現在の休保規程にある満期祝金の給付額表(給付テーブル)を準用し、移行基準日時点で満期祝金を受給するとした場合に支払う額を移行額とします。

○満期祝金の受給権のある満 70 歳時点では、制度減口により加入口数は全員 5 口限度ですので、対象口数は 5 口上限とさせていただきます。

○移行額は、引き続き制度内で運用し、脱退される時に中途脱退給付金に加算して支払います。

○現行規程では死亡脱退の場合はお支払いできませんが、移行後は中途脱退給付金の加算という扱いですので、万が一加入者が亡くなった場合でも、ご遺族に支払います。

##### 中途脱退給付金の削減ルール廃止

○移行直前までに発生した傷病による休業については、現行規程通り中途脱退給付金から傷病既給付額の 2 分の 1 の削減を実施させて頂き、移行時点での中途脱退給付金の額を確定させます。

○移行後傷病により休業され、給付を受けても、中途脱退給付金は削減されません。

○移行直前までに傷病による休業がない加入者は、移行時に実質的変更はありません。さらに、移行後傷病給付を受けても削減はありません。

移行以前に中途脱退される場合は、現行規程通りの扱いとなります。

以上の移行措置は、現時点ではあくまで予定です。確定した時点で、基準日等、詳細をお知らせします。

